

専決処分の報告について（開成町税条例の一部を改正する条例を制定することについて）

町長の専決処分事項に関する条例（平成22年開成町条例第11号）の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告します。

令和8年6月19日提出

開成町長 山 神 裕

専 決 処 分 書

町長の専決処分事項に関する条例（平成 22 年開成町条例第 11 号）の規定により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 3 月 31 日

開成町長 山 神 裕

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、軽自動車税の環境性能割の廃止に係る所要の規定の整備を行う必要があるため、別紙のとおり開成町税条例の一部を改正する条例を制定する。

開成町条例第16号

開成町税条例の一部を改正する条例

開成町税条例（昭和50年開成町条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(納税証明事項等)</p> <p>第8条 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により軽自動車税を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(納税証明事項等)</p> <p>第8条 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>(軽自動車税の納税義務者等)</p> <p>第27条 軽自動車税は、<u>軽自動車等に対し、その所有者に課する。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>(軽自動車税の納税義務者等)</p> <p>第27条 軽自動車税は、<u>軽自動車（法第442条第5号に規定する軽自動車をいう。以下、軽自動車税について同じ。）のうち、3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等（法第442条第3号に規定する軽自動車等をいう。以下、軽自動車税について同じ。）に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって、それぞれ課する。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。</u></p>
<p>2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、<u>前項</u>の規定にかかわらず、<u>当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等につ</u></p>	<p>3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、<u>第1項</u>の規定にかかわらず、<u>その使用者に</u> _____ 課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等につ</p>

改正後	改正前
	<p>第27条の3 <u>環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。</u> <u>(環境性能割の税率)</u></p>
	<p>第27条の4 <u>環境性能割の税率は、次の各号に掲げる率とする。</u> <u>(1) 法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1</u></p>
	<p><u>(2) 法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2</u></p>
	<p><u>(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3</u> <u>(環境性能割に関する申告納付)</u></p>
	<p>第27条の5 <u>環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を町長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</u></p>
	<p>2 <u>3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を町長に提出しなければならない。</u> <u>(環境性能割の減免)</u></p>
	<p>第27条の6 <u>町長は、次の各号のいずれかに該当する3輪以上の軽自動車のうち必要があると認めるものに対し、環境性能割を減免することができる。</u></p>
	<p><u>(1) 公益のため直接専用するものと認められる3輪以上の軽自動車</u></p>
	<p><u>(2) 身体に障害を有し歩行が困難な者</u></p>

改正後	改正前
	<p>(以下「身体障害者」という。)又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。)が所有する3輪以上の軽自動車(身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。)のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで生活をする者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで生活をする者に限る。)を常時介護する者が運転するもの(1台に限る。)</p> <p>(3) その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである3輪以上の軽自動車</p> <p>(4) その他特別の理由があると認められる3輪以上の軽自動車</p> <p>2 前項第2号の規定により環境性能割の減免を受けようとする者は、町長が必要と認める書類を提示しなければならない。</p> <p>3 第1項第3号の規定により環境性能割の減免を受けようとする者は、町長に対して、当該3輪以上の軽自動車の提示(町長が、当該3輪以上の軽自動車の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をしなければならない。</p> <p>4 第18条第3項の規定は、第1項の環境性能割の減免について準用する。</p>
<p>(軽自動車税の課税免除)</p> <p>第27条の3 軽自動車等のうち商品であつて使用しないものに対しては、<u>軽自動車税</u>を課さない。</p> <p>(軽自動車税の税率)</p> <p>第28条 軽自動車税の税率は、次の各号に</p>	<p>(種別割<u> </u>の課税免除)</p> <p>第27条の7 軽自動車等のうち商品であつて使用しないものに対しては、<u>種別割</u><u> </u>を課さない。</p> <p>(種別割<u> </u>の税率)</p> <p>第28条 <u>種別割</u><u> </u>の税率は、次の各号に</p>

改正後	改正前
<p>掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(<u>軽自動車税</u>の納期)</p> <p>第29条 <u>軽自動車税</u>の納期は、5月11日から同月31日までとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(<u>軽自動車税</u>に関する申告)</p> <p>第30条 <u>軽自動車税</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下「<u>軽自動車等の所有者等</u>」という。）は、<u>軽自動車等の所有者等</u>となった日から15日以内に、<u>法第452条</u>の規定により施行規則で定める様式（以下この条において「<u>施行規則で定める様式</u>」という。）によって、必要事項を記載した申告書及びその者の住所を証明すべき書類を町長に提出しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(<u>軽自動車税</u>に関する報告)</p> <p>第31条 <u>法第444条第1項</u>に規定する軽自動車等の売主は、町長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、当該請求があった日から15日以内に当該軽自動車等の買主の住所又は居所その他当該軽自動車等に対して課する<u>軽自動車税</u>の賦課徴収に関し、町長が必要と認める事項を町長に報告しなければならない。</p> <p>(<u>軽自動車</u>の減免)</p> <p>第32条 町長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち必要があると認めるものに対し、<u>軽自動車税</u>を減免することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 前項の規定により<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようと</p>	<p>掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(<u>種別割</u>の納期)</p> <p>第29条 <u>種別割</u>の納期は、5月11日から同月31日までとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(<u>種別割</u>に関する申告)</p> <p>第30条 <u>種別割</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下「<u>軽自動車等の所有者等</u>」という。）は、<u>軽自動車等の所有者等</u>となった日から15日以内に、<u>法第463条の19</u>の規定により施行規則で定める様式（以下この条において「<u>施行規則で定める様式</u>」という。）によって、必要事項を記載した申告書及びその者の住所を証明すべき書類を町長に提出しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(<u>種別割</u>に関する報告)</p> <p>第31条 <u>法第444条第1項</u>に規定する軽自動車等の売主は、町長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、当該請求があった日から15日以内に当該軽自動車等の買主の住所又は居所その他当該軽自動車等に対して課する<u>軽自動車税</u>の賦課徴収に関し、町長が必要と認める事項を町長に報告しなければならない。</p> <p>(<u>種別割</u>の減免)</p> <p>第32条 町長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち必要があると認めるものに対し、<u>種別割</u>を減免することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 前項の規定により<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようと</p>

改正後	改正前
<p>する税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>3 第18条第3項の規定は、第1項の規定による<u>軽自動車税</u>の減免について準用する。</p> <p>(原動機付自転車等の標識の交付等)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 法第443条第3項ただし書又は法第445条の規定によって、<u>軽自動車税</u>を課することができない原動機付自転車等の所有者又は使用者は、その主たる定置場が町内に所在することとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に町長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車等の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>軽自動車税</u>を課されるべき原動機付自転車等が法第443条第3項ただし書又は法第445条の規定によって、<u>軽自動車税</u>を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車等の所有者又は使用者についても、同様とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車等の主たる定置場が町内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車等を所有若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車等に対して<u>軽自動車税</u>が課されることとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に町長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p> <p>7・8 (略)</p> <p>附 則</p>	<p>する税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>3 第18条第3項の規定は、第1項の規定による<u>種別割</u>の減免について準用する。</p> <p>(原動機付自転車等の標識の交付等)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 法第443条第3項ただし書又は法第445条の規定によって、<u>種別割</u>を課することができない原動機付自転車等の所有者又は使用者は、その主たる定置場が町内に所在することとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に町長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車等の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>種別割</u>を課されるべき原動機付自転車等が法第443条第3項ただし書又は法第445条の規定によって、<u>種別割</u>を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車等の所有者又は使用者についても、同様とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車等の主たる定置場が町内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車等を所有若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車等に対して<u>種別割</u>が課されることとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に町長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p> <p>7・8 (略)</p> <p>附 則</p>

改正後			改正前																																
			第27条の4第1号	100分の1	100分の0.5																														
			第27条の4第2号	100分の2	100分の1																														
			第27条の4第3号	100分の3	100分の2																														
<p>(軽自動車税の税率の特例)</p> <p>16 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第19項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第28条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>第28条第2号</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td>ア</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </table> <p>17 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第28条の規定の適用については、当該軽自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とす</p>			第28条第2号	3,900円	4,600円	ア	6,900円	8,200円		10,800円	12,900円		3,800円	4,500円		5,000円	6,000円	<p>22 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第27条の4第3号の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。</p> <p>(種別割の税率の特例)</p> <p>23 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する _____ 車両番号の指定（以下 _____ 「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の種別割 _____ に係る第28条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>第28条第2号</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td>ア</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </table> <p>24 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第28条の規定の適用については、当該軽自動車令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の種別割 _____ に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とす</p>			第28条第2号	3,900円	4,600円	ア	6,900円	8,200円		10,800円	12,900円		3,800円	4,500円		5,000円	6,000円
第28条第2号	3,900円	4,600円																																	
ア	6,900円	8,200円																																	
	10,800円	12,900円																																	
	3,800円	4,500円																																	
	5,000円	6,000円																																	
第28条第2号	3,900円	4,600円																																	
ア	6,900円	8,200円																																	
	10,800円	12,900円																																	
	3,800円	4,500円																																	
	5,000円	6,000円																																	

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の開成町税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。